

安曇野市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成 25 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

安曇野市教育委員会が所管する手続等に係る安曇野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 19 年安曇野市条例第 38 号。）の施行については、安曇野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 20 年安曇野市規則第 1 号。）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。